

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理の承認		
根拠例規及び条項	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第4号)第8条第1項		
所 管 部 課 名	環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年規則第30号)第9条	
	基 準	<p>条例施行規則第9条により、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物の月平均排出量が1トン以下で市長が適当と認めた場合は、承認を要しない。</p> <p>一般廃棄物の処理業務に支障を来すおそれがあると認めるか否かは、その際の一般廃棄物の処理業務状況により個別に判断する。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ~ 日程度(注:休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 1~3日	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			